

[事案 26-97] 入院給付金支払等請求

・平成 27 年 2 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反により契約解除および給付金不支払とされたことを理由に、解除を取消し、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 9 月に契約した医療保険について、同年 10 月に重傷筋無力症による入院、12 月に胸腺摘出手術による入院をしたので給付金を請求したところ、告知義務違反により契約解除、および給付金が不支払いとなった。

しかし、老眼、老化に伴う眼瞼下垂という診断にもとづき、眼鏡の作り直し、眼薬の投薬をただけにもかかわらず、それを告知しなかったことを理由に告知義務違反とするのは、一般常識に反し、保険が持つ本来の趣旨に著しく反するので、契約解除を撤回して給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人において、告知日前に眼科にて受診および投薬を受けていたことを認識していた、または容易に認識し得たにもかかわらず、当該事実を告知しなかったことは、申立人に故意または重大な過失があり、約款に定める告知義務違反に該当する。
- (2) 給付金請求事由と本契約の解除の原因となった事実には因果関係が認められる。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、目薬の投薬を告知しなかったことは重過失ではないこと、目薬の投薬を告知しなかった程度で契約を解除することは権利濫用に該当すると主張しているものと判断する。

2. 告知義務違反について

- (1) 本契約の約款では「保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって…会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます」と規定している。
- (2) 本件において保険会社が「告知を求めた事項」とは、告知書「過去 5 年以内に、病気やけがで、初診日から最終受診日まで 7 日間以上にわたり医師の診察・検査・治療を受けたこと、または合計 7 日分以上の投薬を受けたこと」の有無や、「最近 3 ヶ月以内に医師の診察・検査・治療・投薬を受けたこと」の有無である。
- (3) 申立人は、上記質問について「いいえ」に○を付けている。しかし、申立人は、告知日である平成 25 年 9 月より 5 年以内にあたる、平成 25 年 2 月に眼科にて「右眼瞼下垂・眼精疲労」の診断を受け、14 日分の目薬の投薬を受け、また、平成 25 年 9 月にも同院に通院している。

そうすると、申立人が「いいえ」に○を付けたことは、本件において保険会社が「告知を求めた事項」について「事実を告げなかった」といえ、告知義務に違反していると判断できる。

3. 重大な過失について

- (1) 契約者あるいは被保険者が告知義務に違反することに故意または重大な過失があるか否かの判断は、当該告知事項に関し、事実を告げずまたは事実と異なることを知っていたか（故意）、あるいはわずかな注意を払えばこのような行為を行わなかったと認められる場合（重過失）である。
- (2) 本件では、上記のとおり、告知日の約7カ月前に7日分以上の投薬を受けており、また4日前に医師の診察を受けているので、告知事項となる事実と告知書記載日は時間的に近接しており、この事実を告げなかったことについては、少なくとも重大な過失が認められる。

4. 権利濫用について

- (1) 申立人が、上記診察、治療の事実を告知しなかったことは、そもそも「右眼瞼下垂・眼精疲労」のような疾病にもとづく通院・投薬の事実を告知しなかったことが、本契約を解除するほど重大な義務違反であるのか、それによる解除が権利濫用に該当するか否が問題となる。
- (2) この点、「右眼瞼下垂・眼精疲労」は、申立人も診断された重症筋無力症等につながり得る重大な疾病の兆表であるとされている。そのため、このような事実を告知していなかった場合に保険会社が契約を解除することは、保険者として正当な権利の行使であるといえる。よって、本件において保険会社が告知義務違反を理由として本契約を解除したことは、権利濫用には該当しない。

5. 給付金の請求について

- (1) 告知義務違反により、契約が解除された場合でも、その効果は将来に向かって発生するので、告知義務違反となる事実と、解除前に発生した給付金の請求の基礎となる事実（疾病等）との間に、明らかに因果関係がない場合には、保険会社は給付金を支払わなければならない。
- (2) しかし、本件で申立人が請求している入院給付金の請求原因となった疾病は、重症筋無力症および胸腺腫であり、いずれも告知義務違反となる事実と因果関係が否定できず、保険会社の給付金の支払いの拒絶は理由があるものと言わざるをえない。よって、申立人の給付金の請求は認められない。